

東京都食品衛生関係許可手数料 ※令和8年4月1日から適用

1 食品衛生関係

(単位：円)

件名	手数料	既存の事業者が新制度へ移行する際の手数料(注1) (下欄の業種名は改正前の名称)
飲食店営業	新規	飲食店営業、菓子製造業、アイスクリーム類製造業、喫茶店営業、魚介類販売業(注2)：8,900
	継続	
飲食店営業(移動又は臨時)	新規	飲食店営業(移動又は臨時)、菓子製造業(移動又は臨時)：4,800
	継続	
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	新規	飲食店営業(自動販売機)、喫茶店営業(自動販売機)：6,300
	継続	
食肉販売業	新規	食肉販売業：8,000
	継続	
魚介類販売業	新規	魚介類販売業：8,000
	継続	
魚介類競り売り営業	新規	魚介類競り売り営業：16,800
	継続	
集乳業	新規	集乳業：8,000
	継続	
乳処理業	新規	乳処理業、乳酸菌飲料製造業：16,800
	継続	
特別牛乳搾取処理業	新規	特別牛乳搾取処理業：16,800
	継続	
食肉処理業	新規	食肉処理業：16,800
	継続	
食品の放射線照射業	新規	食品の放射線照射業：16,800
	継続	
菓子製造業	新規	菓子製造業、あん類製造業：16,400
	継続	
アイスクリーム類製造業	新規	アイスクリーム類製造業：16,400
	継続	
乳製品製造業	新規	乳製品製造業、乳酸菌飲料製造業：16,800
	継続	
清涼飲料水製造業	新規	清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業：16,800
	継続	
食肉製品製造業	新規	食肉製品製造業：16,800
	継続	
水産製品製造業	新規	魚肉練り製品製造業：16,400
	継続	
氷雪製造業	新規	氷雪製造業：16,800
	継続	
液卵製造業	新規	該当なし
	継続	
食用油脂製造業	新規	食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業：16,800
	継続	

件名	手数料	既存の事業者が新制度へ移行する際の手数料(注1) (下欄の業種名は改正前の名称)
みそ又はしょうゆ製造業	新規	みそ製造業、しょうゆ製造業：16,400
	継続	
酒類製造業	新規	酒類製造業：16,400
	継続	
豆腐製造業	新規	豆腐製造業：16,400
	継続	
納豆製造業	新規	納豆製造業：16,400
	継続	
麺類製造業	新規	麺類製造業：16,400
	継続	
そうざい製造業	新規	そうざい製造業、飲食店営業：16,800
	継続	
複合型そうざい製造業	新規	該当なし
	継続	
冷凍食品製造業	新規	食品の冷凍又は冷蔵業：16,800
	継続	
複合型冷凍食品製造業	新規	該当なし
	継続	
漬物製造業	新規	該当なし
	継続	
密封包装食品製造業	新規	ソース類製造業、缶詰又は瓶詰食品製造業：16,400
	継続	
食品の小分け業	新規	菓子製造業、あん類製造業、乳製品製造業、食肉製品製造業、魚肉練り製品製造業、食品の冷凍又は冷蔵業、食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、豆腐製造業、納豆製造業、しょうゆ製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業：16,400
	継続	
添加物製造業	新規	添加物製造業：16,800
	継続	

2 化製場関係

件名	手数料	
化製場	19,000	
化製場(第8条準用)	10,000	
死亡獣畜取扱場	10,000	
動物の飼養収容(畜舎)	6,000	
動物質原料運搬業	新規	8,000
	継続	4,000
動物質原料運搬容器検査	新規	200
	継続	100
	再交付	100

(注1) 改正前の食品衛生法に基づく営業許可を受けた事業者が当該許可に係る営業を継続するために行う申請が対象。手続き上「新規」として取り扱う。

(注2) 自動車による営業を想定